

生徒ぢやないのですか、或は入學だとか、退學だとか、授業料を取るとか、さう云ふ風なことの關係はどうなるのですか

○政府委員(柴沼直君) 其の學校の生徒ではないのでありますて、所謂校外生的な扱ひをすると云ふことでございまして、生徒ではございません

○坂田幹太君 さうしますと、高等學校が斯う云ふ社會的活動をすると云ふことを此處へ入れられたものと、斯う見れば宜い譯ですか、學生、生徒に關する問題ぢやないのですね

○政府委員(柴沼直君) 御説の通りと存じて居ります

低い大學、昔問題になつた低級大學といふのがありましたね、菊池大麓が云ふのがありますから、本校みたいなものになるのですか、本校的な大學ではなくて……○政府委員（日高第四郎君）大學と云ふよりは、現在の専門學校の中の特殊なものを專攻科の中へ入れて活かして行く、大學迄には行きませぬけれども、今度の新しい高等學校よりは、少し専門的な程度の高いものを、職業教育の上から作つた方がいい」と云ふので、御説のやうな枝葉みたいなものを作り得るやうにしたのであります○侯爵大久保利謙君是は「一年以上する一科ありますから、やり方これを

と、國家は放つて置いて宜しいと云ふことになるやうであります。現在高等學校が全國に幾つがある、之の跡始末と云ふことも自ら起りませうし、國家としても高等學校を御建てになるものと思ひます、それから今回の學制改革に於て六・三、それから又三と云ふ學校が出來ると致しますれば、高等學校の數は、自ら計畫として決まつて來るものではなからうかと思ひますが、此の法律の建前から言ひますと、先程の御説明に依りますと、設置者は必ずしも國家とは限定しない、都道府縣、地方公共團體若しくは個人迄も出來さうに伺つたのであります。其の點から申しますと、高等學校の數は理論的に

○候爵大久保利謙君 さうすると此の專攻科と云ふのは、高等學校、大學と云ふものゝ根本の系統からちよつと外れたことになる譯ですか、高等學校を卒業して大學に行くと云ふことから……、高等學校より少し程度の高い學校と云ふ譯ですね、系統から云へば、高等學校、大學の系統とちよつと枝葉のやうなものになりますか

○政府委員(鈴木寧弘君) 左様でござります

○侯爵大久保利謙君 さうすると此の專攻科と大學との關係は、詰り程度が

つては二年も三年も出来る譯ですね
○政府委員(切木寧弘君)「一年以上とござりますから、實際は二年でも三年でも出来る譯であります。現在では矢張り別科とか事攻科とかあります。現行に依りましても、大體一年半から二年位の程度であります。
○候爵大久保利謙君 高等學校と云ふのは、是は私立もある譯だとすると、又はが多くなつて、將來學校系統を云ふやうなことになることはないであります。
○政府委員(切木寧弘君) 現在に於きまして、別科とか事攻科と云ふやうな制度は置いてあるのでござりますけれども、本筋の學校系統を云ふやうなことはございませんと考へて居ります。
○伯爵橋本實斐君 私は四章の四十一條に關しまして、先程來、佐々木委員との質疑應答を伺つて居りましたが、制度として、國家に高等學校設置の義務なしと致しますと、法文から見ます

は、無制限に植えるやうなこともあらうかと思ひます、實際御計畫としては、どう云ふ數に抑へられるのでございませんか、其の點を一つ、それから先程の通信に依る高等學校であります、是は紙さへあれば無制限に、何人でも通信の教育を御授けになるものでありますか、是は自らそこに數の上に於て限界があると思ひます、二十二年度から御始めになると云ふことでありますから、凡そ何人に對して之を御實施になるのか、之に對しても御計畫がございませうか、其の二點を伺ひたいと想ひます

Digitized by srujanika@gmail.com

にしなければならないと云ふやうな問題もありますし、其の場合の人口、或は交通、産業状況とか、文化の分布状況とか、さう云ふものも考へ合せて、今後の高等学校に付ては措置をしなければならないと思って居りますが、今所では高等学校の設立基準認定委員會と云ふものを作つて居りまして、そこで新制の高等学校の最少限度の條件と云ふものを検討しまして、其の標準に従つて現在ある専門學校、若しくは高等学校並に中學校の中の或るものをお轉換せらる積りで居ります、今度の高等学校の性格が、此の間に上りましたやうに、若し事情が許すならば義務教育にしたいと云ふやうな希望を持たない譯ぢやないのでありますから、相當に數は多くなる積りで、中学校よりは餘程或程度多くする積りであります、現在の中等學校には澤山になります、現在の専門學校よりは餘程或程度多くする積りであります、成るべく高等の普通教育を受けたい、或は専門的な教育を受けたいと言つたやうな人に、出来るだけ機会を與へる積りで居りますが、數をまだ具體的に申上げる迄に調査が進んで居りませぬけれども、相當多數、中學校より少いけれども、今の専門學校より多い位な程度になると思ひます、先程佐々木先生より御話のあつたやうなことはなんありますが、丁度今度の高等学校は從來の高等学校よりは専門學校に近いし、専門學校よりは從來の高等学校に近いのですが、中等程度のものに付かつたのですが、中等程度のものに付云ふやうな所が大體の狙いであります

て二十二年度から實は實施致したいと云ふ考を持つて居るのであります、高等學校は出來れば二十三年度からやつて見たいと思つて居ります、それかららどの程度の人数を豫想して居るかと云ふやうな御尋がありましたが、是は学校教育局長から御話がありましたから關係で、高等學校に入れないと云ふ部に行き渡らせたいと考へて居ります。○伯爵橋本實斐君四十一條に對する御答へ承りましたが、此の實際の年度計畫に現れた高等學校の御見込み數はまだ伺へませぬか

○政府委員(日高第四郎君) 實は高等學校の具體的の處置に付ては二十三年度を目標に致して、今計畫研究中でございます。

○佐々木惣一君 又通信教育のことに戻りますけれども、是は初めてのことなんですし、非常に重大だと思ふので御伺ひ致しますが、此の通信教育と云ふことを高等學校なり大學なりに致すと致しますれば、其の爲の責任者と云ふ者は矢張り其の學校の校長が責任者になるものでありますから、さう致しますれば、例へば其の通信教育を受けた者の中に、何等か不都合な者が出了りると云ふやうな時には、其の學校の學生、生徒に不都合な者が出了と同じやうな程度の責任を、其の學校の校長職員が負ふものであるかどうかと云ふやうなことですが、其の點をちよつと御尋ねして見たいと思ふのであります、可なり重大な問題だと思ふのです

○政府委員(柴沼直君) 只今計畫して居ります程度では、大學若しくは其の大學と表裏一體の關係にある程度の法を人をして、經營の主體に當らしめるこ

云ふことが一つであります、指導の方面は、教育的指導は校外生扱ひにして、十分に指導して貰ふと云ふことでありますし、其の指導の限度に於ては、相當教育的責任を持つて貰ふ積りであります。が、一般の管理監督に付てはどう云ふものであらうか、恐く限度が自らあるのであらうと考へて居ります。

○佐々木惣一君 四十五條を審り前に理解すると、只今大學に付て仰つしやつたのであります。恐らく其の學校と表裏一體にあるやうなことであれば、さう云ふ場合に通信教育を行ふことは、其の責任は何處にある譯なんですか

○政府委員(柴沼直君) 學校が直接やる場合の通信教育と、それから財團法人のやうなものがやる場合と、二通り考へて居る譯であります。學校が直接やる場合は、四十五條に依つてやつて貰ふ譯であります。

○佐々木惣一君 學校以外のものがやる場合のことを御尋ねしたのではない。學校が通信教育をやる場合に、それに關する所の責任が、其の學校の校長なり、職員諸君にあるかと云ふことを御尋ねしたのであります。別の法人のことは、さう云ふものが出れば、其の時又別の問題になつて来ると思ふのであります。

○政府委員(柴沼直君) 學校が通信教育を致します場合でも、其の教育のやり方が一般的の本來の生徒に對する教育と違ひますので、それに對する校長、教員、其の他の職員の責任を持つ限度と云ふものは、自然限定されて來るだらうと存じて居ります。

○佐々木惣一君 限度とか限定かとさ

う云ふことではなく、一般的の責任を持つものに付て御尋ねして居るのであります、限度と云ふのは、其の程度と云ふのは第二段になつて来るのであります、そこで御尋ねする意味は、高等學校の先生方は、將來どう云ふやうに變るか知りませぬが、今でも餘程御負擔が多いのであります、大學に於ては勿論のこととあります、それで研究のことにつきましても、後で實は大學になつてから御尋ねしたいと思つて居るのであります、今日の我が國の大學生の言葉になるやうであります、教育界の弊害の一つは、詰り研究とか、向上……先生方自身も向上すると云ふやうなことが、單に大學のみに留まつて居つて、高等學校の先生方は、何にも研究機關がない、従つて研究も出来なければ、向上もしない、是は中等學校から、更に小學校に於ては一層であります、其處に弊害がある、大學だけが宜くてもいけない、私共の考では高等學校、中學校、更に小學校の間にも、立派な學者が出て居る、西洋では大體さうです、處が日本ではさうなつて居ます……、高等學校の先生本來の責務、學校の生徒、學生に對する所の教育の職務と云ふものが乏しくなりまして、まあ今日の實情から言へば餘計なこと持つて居ると云ふことに相成りまするゝと、私恐れるのですが、一層どうも研究力と云ふものが乏しくなりまする、いかと其處を恐れるのですが、そんな

はないのですが……。
○佐々木惣一君 分りましたけれどもちよつと一言、高等学校がさう云ふ。從つて高等學校長及び先生の方々の、其の先生、校長としての責任に歸するやうな立場に於て斯う云ふことをやるのではなくに、高等學校に於てさう云ふ通信に依る教育施設を高等學校に附置することが出来る云ふやうなことにしては一體いけないものでありませうか、例へば大學に於ましては、大學は大學それ自身の任務があるけれども、研究所を附置することが出来ますか。

○政府委員(鈴木寧弘君) 先程政府委員から高等學校は中等學校の教育も通信に依つてやると申しましたのは、是に説明にもありましたやうに、暫定的に今迄の所謂中等教育を受けて居ない者に対する補充的のものだと考へます、將來は中等學校は全部義務制になりますので、全國民が中等學校に一應通つて居ると想像致されますので、學校教育で十分充實して行きますので、中等學校の義務制を對象と致しました通信教育と云ふものはまあ其の教育内容其のものに付ては考へなくとも宜い、他の事柄に付ては通信教育はあつても宜いと思ひますが、教育内容に付ては考へなくとも宜いのぢやないかと思ひます。

○政府委員(鈴木寧弘君) 高等學校は通信教育を行ふことが出来ると申しました只今の通信教育は、如何にも社會教育ばかりを狙つて居るやうでござりますが、高等學校の教育内容其のもの

ふことは、中等學校が義務教育になるからと云ふことで分りますのですが、さう云ふものは高等學校でない財團法人とか何とかがやると云ふので、高等學校が通信教育をする場合には高等學校

教育に限ると云ふ意味なんですか、其處の所がはつきりしない

○政府委員(柴沼直君) 御話通り此の四十五條にござります高等學校の通信教育は、高等學校教育内容だけをやるのではございまして、其の他の學校の程度のものはやることを豫想して居るのでございまして、中學校に付きましては、附則の百五條の方に暫定的な……只今他の政府委員より申しましたやう

なことが載つて居るのでございまして、是で義務制の恩恵を受けない生徒等學校教育であらうが、中學校教育であらうがどつちでも宜いと斯う云ふ風に伺ひましたのですが、私の伺ひ間違ひでござりますか

○政府委員(鈴木寧弘君) 先程政府委員から高等學校は中等學校の教育も通信に依つてやると申しましたのは、是に説明にもありましたやうに、暫定的に今迄の所謂中等教育を受けて居ない者に対する補充的のものだと考へます、將來は中等學校は全部義務制になりますので、全國民が中等學校に一應通つて居ると想像致されますので、學校教育で十分充實して行きますので、中等學校の義務制を對象と致しました通信教育と云ふものはまあ其の教育内容其のものに付ては考へなくとも宜い、他の事柄に付ては通信教育はあつても宜いと思ひますが、教育内容に付ては考へなくとも宜いのぢやないかと思ひます。

○田島道治君 只今の所謂暫定的と云ふことは、中等學校が義務教育になるからと云ふことで分りますのですが、さう云ふものは高等學校でない財團法人とか何とかがやると云ふので、高等學校が通信教育をする場合には高等學校

教育に限ると云ふ意味なんですか、其處の所がはつきりしない

○政府委員(柴沼直君) 現在の計画に付しては、高等學校の卒業の資格に付しては、矢張り高等學校本來と同様の入學資格を要すると云ふ風に考へて居ります

○政府委員(柴沼直君) 現在の計画に付しては、高等學校の卒業の資格に付しては、矢張り高等學校本來と同様の入學資格を要すると云ふ風に考へて居ります

○政府委員(柴沼直君) 通信教育と申しましても、從来と少し考へを變へまして、俗にスクーリングと申して居るのですが、學校の直接指導を適當な機会に、適當な方法で加へると云ふこと

○田島道治君 それで通信教育に關することは大學でも高等學校でも、即ち大學は大學の通信教育、高等學校は高等學校の教育を通信に依てやると云ふ場合には、是はどうちらでも同じやうですが、學校教育局の所管に入り、それから中等學校のやうなことを財團法人がやると云ふことは是は社會教育局と、斯う云ふに分れるのですか

○政府委員(柴沼直君) 御覽の通局に付きましては、各局密接に連繫致しまして窓口は一つに致して居る、學校教育に關する事項でありますても、或は社會教育ともと密接だと思はれることでも全部纏めまして、一つの課で處理すると云ふ積りでござります

○田島道治君 それから四十一條の先程の専門教育と云ふ言葉、それから高等普通教育と云ふ言葉、其の他に、此の中特に特別の技能教育と云ふ言葉がありましたが、特別の技能教育と云ふ言葉と、専門教育との關係は、御配付を戴きました高等學校教科課程案、之に付てによつて例をとつて、どう云ふ所が技能教育である、どう云ふ所が専門教育と云ふことを御示し願へませぬか

○政府委員(稻田清助君) 専門教育の中に例へば實業教育と申し、又技能教育と申し、是はまあ一つの見方だらうと思ひます、此の表の中で特に下の方に實業と云ふ科目がござります、是が特に専門教育的色彩の強い學科だと思ひますが、其の中の農業に致しましては、工業に致しまして、技能教育の部

なければ十分ではないと思ふのでござりますが、只今のスクーリングでそれが十分達せられる御見込でございませうか。
○政府委員(柴沼直君) 我々も全く御話の通りに考へました爲に、少しは不便があつても、尙且學校へ集めると云ふことを實は計畫致して居るのでございまして、出来るだけ其の方面的教育に支障のないやうな風に工夫をして参りたいと思つて居ります。
○伯爵宗武志君 此の人格教育などは、單に教室で技術的なことを習ふと云ふだけでは十分に盡されるとは思はないのでありますか、さう云ふ特別な何か時間が考へられて居るのでございませうか。
○政府委員(柴沼直君) 通信教育の學科内容は、まだ一般の高等學校の場合は研究が届いて居ないのであります
が、何等か若い者に特に道徳的な影響を與へるやうなことが、從來も實は私的な試みに於て色々計畫されたことがござります、例へば或大學などは總長以下非常に高齢の方がわざ／＼地方に出掛けまして、そこに年に一度位通信教育生を集めて、特別な講演をなさると云ふやうなことに依つて、學生意識を持たしめて、倫理的な効果があつたと云ふやうなことがありますし、又學校が中心になつて生徒を集めて、相當靈陶が出来るやうな餘地を作りますれば、新しい高等學校の彈力性に依つて、其の點は相當に學校に工夫をして貰へるのぢやないかと云ふやうなことを實は期待して居る譯でござります
○伯爵宗武志君 其の點に付きましては、大學は兎も角も、高等學校へ行く生徒の年齢は相當に若いのであります

から、十分に學生相互間に於ける社會的訓練と云ふものが行はれ、或は教授の人格に直接觸れる、それも唯講義を聽くと云ふことなしに、所謂相當に醫院に接すると云ふことが必要ぢやないかと思ふのですが、それには餘程御考慮が要るのぢやないかと思ひますが、其の點に付ては十分に今御答辯では納得し兼ねますけれども、其の點に付ては以上質問は致さないことに致します。

○政府委員(柴沼直君) 只今は具體的な時間割は作成致して居りませぬ、是は通信教育委員會と申すべきもの、文部省に設置されて居ります、其處で専門家並びに経験者が集りまして、目下其の點も検討中でございます、何分にも實施が二十三年度以降と云ふことになつて居りますので細かい點迄は決つて居りませぬ

○伯爵宗武志君 序で伺ひますが、高等學校の通信教育を受けます人の年齢は上の方は別に制限がございませんでせうか

○政府委員(柴沼直君) 制限は置かない積りで居ります

○伯爵宗武志君 此の點に關する私の質問はこれで切ります

○伯爵橋本實斐君 尚しつこいやうでございますが、通信教育に付きまして御伺ひ致します、それは何年で修了致しますか、其の點が一點、それから通信教育を受ける者が時々學校へ来て質問するやうなことは御許しになるのでせうか

○政府委員(柴沼直君) 修業年限は最短を高等學校の普通の學生と同様に三年となつて居ります、實際にはそれに無理なものもあるかと思ひますので、それ以上は何と申しますか、所謂落第率なんと云ふことを考へず無制限に修學せしむる積りでございます、それから高等學校に御話の通り時々集めまして質問をし、或は話を聽き、或は實習させて貰ふと云ふやうなことは、是は必ず實施して參りたい、資格を與へる要件に致したいと考へて居ります

○荒川文六君 今戴きました此の高等學校の教科課程の案、是は無論男生徒にも女生徒にも適用せられるものと思

○荒川文六君 もう一つそれに付て御伺ひ致したいと思ひますが、外國語でござります、外國語は其の學校に依つて、甲の學校が英語を教へ、乙の學校ではドイツ語を教へると云ふやうなことがありますのでありますか、或は一つの學校で數箇國語の言葉を教へられるやうにして置いて生徒がそれを選擇するやうなことが出来るやうにすると云ふやうなことになるのでございませうか

○政府委員 稲田清助君 其の點は何れでも宜いやうに考へて居る譯でござります、唯實際問題と致しましては、恐らく茲に一つの學級が出來ますから、學校の定める所に生徒の方が從事することになつて居ります

○荒川文六君 例へば高等學校に於て、當局としては外國語の中、どの言葉を主とすると云ふ者は別にありませんでせうか

○政府委員 (稻田清助君) 其の點に付しましては、別に中央の方では統一一致しませぬ

○荒川文六君 私は確か昨年の第九十議會であつたかと思ひますけれども、日本でもう少し中國の言葉を教へることを獎勵してはどうかと云ふことを申述べたのでございましたが、私の希望としては、今迄餘り英語を尊重して居るゝと云ふ據ひがあつたと思ひますけれども、少くとも或る學校では中國の言葉を教へると云ふやうなことにした方が宜いぢやないかと思ひます、是は私の意見だけであります、尙ほは高等學校のことから逸脱するやうでござりますがさうでございませうか

○政府委員 (稻田清助君) 其の通りでござります

○政府委員(稻田清助君) 中學校に於きましては、選擇科目と致しまして、外國語を第七學年詰り中學校の一年から始めまして毎週一時間乃至四時間教へることに致します、勿論之に付きまして、外國語の種類は限定致してないでございます、やり方と致しましては、從来どちらかと申しますと讀むと中心の外國語でございましたのを、聽くこと、話すことから始めまして、勿論讀むことも習熟させるやうに、實際的に、而も身に付いた外國語に致したいと云ふやうな行き方で考へて居ります

○候爵大久保利謙君 通信教授の機構のことであつて、さつきよつと承りたいと思ひます、さつきよつと御話がありまして、實施は二十三年……何だか今もう既に大分着手して居られると云ふ御話のやうでございましたけれども、まだ……

○政府委員(柴沼直君) 文部省の希望と致しましては、中學校に相當する所を「二十二年度から實施致したい」と思つて居ります、それから高等學校程度は其の學校の制度の實施される年度にも依りますが、出來ますれば二十三年度から實施致したい、其の他の卒業資格を與へないものは、是は自由でござりますので、文部省としては何時から始めてても宜しいと云ふ風に考へて居ります

か政治的現象とか云ふ時には、どうも可なり先づ正確な觀念を與へなければいかぬ、是は平易に與へるのは別として、社會と云ふやうな漠然たる教科で教へますと、是は可なり漠然たる觀念を與へる、是も一言させて戴きますが、今の社會現象の中では、随分漠然たる觀念があつて、分つたやうな分らぬやうな考を持つて居る部面が多いと考へますが、例へば經濟とか法制、私の知つて居ることしかよう申さぬのであります。が、さう云ふやうなことに付きましたが、色々其のことに關係して居ることだけを申させて戴きたいのであります。が、さういふことの考へ方が一般社會に非常に漠然として誤つた考へ方がある、そこで此の社會教科を擔當する先生等に對しましても、是は餘程の何かがないと云ふと、此の社會と云ふ教科を與へることに依つて、何が何だか譯の分らぬ思想を持つて来る者が出て來ると思ひますが、さう云ふ點に付て何等か御心配がないのでございませうか、どうも此の社會と云ふやうな必修科目に五時間も與へて、何が何だか譯の分らぬやうなことに思想上なる慮はないものでありますか、ちよつとそれだけのことを行尋ね致したいと思ひます。

單元や何かに付きましても、只今御指摘のやうな例へば遵法觀念と云ふやうな點でも、種々段階に応じて考へて居りますが、例へば第八學年に於きて、社會や政治は生命財產の保護に付てどう云ふことをして居るかと云ふ一つの單元がありまして、之に依りまして色々刑罰的なものとか、色々遵法の問題が教へられる、さう云ふ色々機會があると思ひます。

○佐々木惣一君 分りました、私は教科のことを言うても仕方がない、唯希望と致しましては、此の社會と云ふやうなものを正しく認識する爲には、何と言つとも漠然と社會と言つて見たつて分らない、社會全體の各方面から、經濟のうが、歴史のうが、法科のうが、さう云ふ方面から正確に見て、初めて正確に社會全體が分るのである。だから、さう云ふ意味に於て、正確な觀念を與へるやうなことに……、それから全體の社會觀と云ふものと與へるやうなことに御注意願ひたいと、斯う云ふだけの希望を述べて私の質問を終ります。

○伯爵橋本實斐君 私は總論的なことでもう一つ伺ひたいのですが、今度の學制改革と、現在ござります外國語學校とか、商科大學であるとか、音樂學校でありますとか、美術學校、さう云つたものの既存の學校の處置はどう云ふことになつて居るのでありますか、新學校制度とそれ等の學校との關係は……

○政府委員(日高第四郎君) 今御話になつたやうな學校は、内容が相當しつかりして居れば大抵大學に昇格するやうなことになります、それには此の前申し上げましたやうに、大學の標準を作

りまして、それを文部省内に大學の設置基準審査委員會を作り、それに掛け合て全體的の配分を考へて、又其の學校の歴史と現在迄の狀況とを睨み合せて、規格に合ふものは大學とし、足りないものは高等学校で職業的なものを當らせるやうに、斯う云ふ積りで居るのでございます。

○伯爵橋本實斐君 さうしますと、外國語學校的なものも矢張り大學に昇格するのでありますか？

○政府委員(日高第四郎君) なり得ると思ひますが、唯まだ決定は致して居りません。

○坂田幹太君 御尋があつたのかと思ひますが、此の配付された中に、實業系に非ざる他の系統とあります。が、此の實業系とは何を意味するのでありますか、數學、理學のことを言ふのでありますか、高等學校中、實業系に非ざる他の系統を學ぶ者が實業を選択する時はと云ふ、此の實業と云ふのは……

○政府委員(稻田清助君) 御配付致しました課程表は、實業系にあらざる課程表でございまして、外に非常に是は繁雑に澤山になるものでありますから、水產とか、商業とか色々其の他實業系の課程表に細かいものがございます。

○坂田幹太君 あゝさうですか、是は全部實業系にあらざる他の系統を學んで居る者の課程表でございますが、

○政府委員(稻田清助君) 其の通りでございます。

○島道治君 此の法案は學校教育法と云ふもので、學校に關するものの大體包含した見たいになつて居りますけれども、之に當りまする現行の法規と云ふものは、九十四條の國民學校令、

青年學校令、中等學校令等と出て居りますので、國民學校令は此の章の末に規定されて居りますが、中學校令と云ふ所で済んで居りますが、中學校令と云ふものも此の中學校と云ふ所で變る譯でござります、青年學校には、通常の課程の外、夜間に於いて授業を行う課程を設置することができる。それで青年學校令に當るものと解釈を付けるのかと存じますが、それから師範教育令と云ふものが其處にあります、其の次に專門学校令と高等學校令と云ふものも、此の高等學校と云ふ所で大體解決が付くのかと思ひます、大學令は大學校の所、盲學校及び聾啞學校令、幼稚園令と云ふものは特殊教育の所、そこで殘りますが、それらは規定期間と云ふものと對しては、是は一口に師範教育令と云ふものと同一やうに、師範學校と云ふものを專門學校の一種のやうに考へて居りますが、法令上では師範教育令と云ふものがあつて、師範學校なり、高等師範學校なりがそれに規定期間と云ふことを相成りますのでござりますが、斯う云ふ建前の様子であります、此の師範教育令が廢止されると云ふことは、この學校教育法との關係はどうなれば、政府委員(日高第四郎君)の處置でございますが、是は教育刷新委員會の答申に依りますと、師範學校は特別に教員のみの養成機關として非常に缺陷があると云ふことが指摘されたのであります、教育刷新委員會の答申に依りますと、師範學校は充實して大學にする、充實するものはないやうなものに付ては高等學校

に入れて處置する、さう云ふ御意見見
らうと推察致しますが、事實問題とせ
しますと、教員の補給源と云いますか
さう云ふ教員を特別に養成すると云
ことは相當の必要性があると思ひます
す、それから關係方面でもそれに付て
は相當懸け離れた考へ方を持つて居
ます、文部省と致しましては、出來ね
ば教養の大學とか、名前はどうなる
ばかり分らぬが、教養大學……教養
に關係の深い名前で、それを大學の土
に差支へない限り入れて、一般的な教
養も十分積ませますし、又所謂悪い意
味の教員タイプを作らないやうな學年
にして置いて、而も教員の養成をして
行くのが一番穩當な考へ方ではない
と思つて居りますが、まだはつきり決
定致して居りません。

て居る、教授が偉くて教員が偉くないと云ふことはありませぬが、國民學校の訓導と云ふことが代られて教諭となつて、中學校の教員と云ふものも國民學校の訓導も同じ名前になつた、高等學校の教授も教諭と云ふ名前になつた、プロフェッサーと云ふものは大學に限ると、斯う云ふことになつて来ますと、何しろ高等學校と云ふやうなものの課程が、今日の高專學校と云ふものよりは稍々程度が低くなる、そこで、教育を受けた所の教育の本質が新教育令に依つて改善され、非常に能率の良いものになることは希望する所でありますけれども、一通り何だか少し下るやうでありますから、學校の先生になられる方と云ふのは必ず大學生教育を受けた人でなければならぬ、斯う云ふことだけは文部省では御決めになつて居らつしやるのでありますか

○政府委員(日高第四郎君) 御説のやうに、新しい高等學校は現在の高等學校に較べますと、平均して二年短縮することになります、逆も其の二年の短縮を如何に教育的效果を擧げようとしても、それを埋合せるることは私は不可能と思ひます、従つて新しい高等學校が現在の高等學校に較べますと、平均的には餘程レベルが下る見透しを付けて居る、但し學校の先生、教諭に付きましては出來るだけ良い教諭を集めます

い意味で、大學の卒業の人を充てるやうに計畫致して居ります、唯どの位さう云ふ教員を實際上得ることが出来るか、まだほつきり見透しが付きませぬが、多少補充的には程度の低いものも入るかも知れませぬが、成るべく程度の高い教育を受けた良い教師を集めたいと思つて居ります、それから先程も

い

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

</

校に於きましては、新制の中學校は、下のものにも付いてしまはなければ上のものにも付かないことを原則にして居ります。一つの公立の中學校を下と上に分けて、一貫した學校にすることは原則としては出来ないことに気づて居ります。公立學校は中學校になつてしまふか、或は高等學校に格上げされるが、まあ原則的にはどちらかにならぬ考であります。私立學校に付きましては、例へば慶應のやうに、下から上迄行くやうなものには、自然に自動的に上へ上つて行くやうな、さう云ふ系統を認めて居るのでありますけれども、公立及び國立の學校については、さう云ふ自然に自動的に上へ上つて行くやうなと云ふことは、よそから來る者に對するやうになつて居ります。其の點は學校としては、却つて窮屈な制限を受けることになつて居ります。

○坂田幹太君 今の御話に依りまするやうなつて居ります。其の點は機會均等でないと云ふ意味に於きます。

して、別の學校に上る時には必ず均等の機會で、入學の機會をよそにも開放

するやうになつて居ります。その點は

さう云ふ高等学校も同じだらうと思ふの

でありますけれども、實際私關係して

くると今の設備の點で、ちよつと難かし

いらしいですが、設備の點で言ひます

と、焼けてしまつたのですから設立も

ななかく困難と云ふので、新たに申請

したら許されぬかも知れませぬが、併

しそれには相當な努力を拂つて居るの

でありますから、今のやうに落著いて

來ると、さう云ふ高等女學校あたりは

便宣を圖つて戴けぬのかと思ひます

が、どんなものでせうか

程

ちよつと申上げましたやうに、高等

學校の規格基準委員會で決定致します

から、其の基準に據ればなる譯であります

ます、今度は文部省一存でさう云ふこ

とは成るべく決めないやうに致しまし

て、それを委員會に掛けて出来るだけ

公正な適切な判断を参考にした上で、

暫くの間は文部省で決定する、さう云

ふ趣旨であります

○委員長(男爵今園國貞君) 今日は此の程度で散會致したいと思ひます、明日は午前十時より開會致します

午後三時五十六分散會

出席者左の如し

委員長

男爵今園

國貞君

副委員長

伯爵宗

武志君

委員

侯爵大久保利謙君

子爵北小路

三郎君

子爵内藤

政光君

子爵三島

通陽君

子爵田中

薰君

平塚

廣義君

佐々木

惣一君

荒川

文六君

羽田

享君

坂口

加藤

男爵

成之君

齊光君

坂田

幹太君

田島

道治君

康藏君

坂口

幹太君

清水

由松君

信幸君

侯爵大隈

國務大臣

文部大臣

高橋誠一郎君

政府委員

文部事務官

日高第四郎君

同

同

柴沼直君

同

同

稻田清助君

同

同

辻田力君

同

同

鈴木亨弘君